

出雲市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成30年（2018）2月7日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 萬 代 輝 正

監 査 第 9 5 号
平成 3 0 年 (2018) 2 月 7 日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様
出雲市農業委員会会長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 萬 代 輝 正

定期監査の結果について (報告)

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成29年度(2017)出雲市定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

平成28年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

(1) 財務事務

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 収入の確保は適正に行われているか。
- ウ 収入に係る事務は適正に行われているか。
- エ 会計処理は適正になされているか。
- オ 契約事務は適正に行われているか。
- カ 財産、物品の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- キ 債権の管理は適正に行われているか。
- ク 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- ケ 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- コ 過去の定期監査等における監査結果報告に対して必要な措置はとられたか。

(2) 特定テーマ「減免基準の統一性」

- ア 使用料の減免に関する根拠法令、基準等が整備されているか。
- イ 減免の考え方は公平性が確保されているか。

4 監査対象部局

(1) 行政改革部

(2) 総合政策部

政策企画課(文化国際室含む)・秘書課・広報情報課・交通政策課・自治振興課
縁結び定住課

(3) 上下水道局

下水道管理課・下水道建設課

(4) 農林水産部

農業振興課（農業支援センター含む）・農林基盤課（国営事業対策室含む）・森林政策課・
水産振興課・農業委員会事務局（斐川町農業委員会事務局含む）

(5) 消防本部

消防総務課・予防課・警防課・指令課

(6) 総務部

人事課・人権同和政策課・防災安全課

※総務課（情報管理センター、生活・消費相談センター含む）及び選挙管理委員会事務局
は、次年度実施予定

(7) 経済環境部

産業政策課・商工振興課・観光課（インバウンド推進室含む）

(8) 出納室

(9) 議会事務局

5 監査の主な実施手続

監査の着眼点に基づき監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び本監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 日 程 平成29年7月27日から平成30年2月7日まで

7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 周 藤 滋

出雲市識見監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市議選監査委員 萬 代 輝 正

第2 財務事務監査の結果

概要

監査対象部局の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部について不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要するものとして指摘、注意した事項は次のとおりである。

なお、指摘事項についてはその内容を公表し、適時措置状況の報告を求めるものであり、また、指摘に至らない比較的簡易なものは注意事項として、代表監査委員から監査対象部局の長に対し、別途文書により注意を喚起し是正を求めた。

(単位：件)

| | 予算事務 | 収入事務 | 支出事務 | 契約事務 | 財産事務 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|----|
| 指摘事項 | 0 | 2 | 3 | 5 | 3 | 13 |
| 注意事項 | 0 | 8 | 7 | 5 | 11 | 31 |
| 合計 | 0 | 10 | 10 | 10 | 14 | 44 |

※指摘事項

監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するもの

- 1 法令（条例、規則その他の規程を含む）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

1 予算事務

指摘事項

この度の監査の範囲において、特に指摘する事項は認められなかった。

注意事項

この度の監査の範囲において、特に注意する事項は認められなかった。

2 収入事務

指摘事項

- (1) 履行期限までに履行されない債権について催告はされていたが、地方自治法及び同施行令の規定に基づく督促がされていなかった。

[地方自治法第240条第2項、地方自治法施行令第171条]

- ・大社ご縁ネット使用料（広報情報課）

(2) 私人に対する徴収事務の委託において、出雲市会計規則に規定する委託契約書が作成されていないかった。

[出雲市会計規則第 14 条]

- ・ 出雲市縁結びグッズの委託販売（縁結び定住課）
- ・ 出雲縁結びポケット人生ゲームの委託販売（産業政策課）

主な注意事項

(1) 私人に対する徴収事務の委託が、告示及び公表されていないかった。

(2) 歳入科目に誤りがあるものがあつた。

(3) 行政財産の目的外使用料が前納となっていないかった。

3 支出事務

指摘事項

(1) 事業共催負担金の交付にあたり、出雲市補助金等交付規則に規定する諸手続きが省略されていた。

[出雲市補助金等交付規則第 2 条第 1 項第 3 号ほか]

- ・ 「ナイナイのお見合い大作戦！出雲の花嫁」実行委員会負担金（縁結び定住課）
- ・ 出雲地区家畜診療対策協議会負担金（農業振興課）
- ・ 出雲地区雇用推進協議会負担金（産業政策課）
- ・ 出雲神話まつり振興会負担金、大社交通渋滞対策に伴う出雲市負担金、神在月出雲全国そばまつり実行委員会負担金（観光課）

(2) 実績報告書の添付書類として領収書等支払帳票等の写しが添付されず、また、現地調査による原本確認も行われないうまま、補助金の額が確定されていた。

[出雲市補助金等交付規則第 11 条、第 12 条]

- ・ コミュニティセンター自主企画事業交付金（自治振興課）
- ・ 出雲市同和教育研究指定事業補助金（人権同和政策課）
- ・ 出雲市中心市街地再生支援補助金、出雲市中心市街地賑わい創出イベント開催支援補助金（商工振興課）

(3) 農業用施設管理手当の一部について、委託料として支払うべきものが報償で支払われていた。

[地方自治法 232 条の 3]

- ・ 農業用施設維持管理費（農林基盤課）

主な注意事項

- (1) 支払遅延があった。
- (2) 補助金の額の確定通知が、要綱に定めることなく省略されていた。
- (3) 旅費の精算が速やかに行われていなかった。

4 契約事務

指摘事項

- (1) 仕様書に記された委託業務の内容が、適正に履行されているかを検査調書等で確認できなかった。
[地方自治法第 234 条の 2、地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項]
 - ・ 出雲市コミュニティセンター運営事業（自治振興課）
 - ・ 消防緊急通信指令施設保守管理業務（消防総務課）
 - ・ 創業支援事業運営業務（商工振興課）
 - ・ 吉兆館案内業務、出雲市観光案内所運営業務、J R 出雲市駅観光案内業務（観光課）
- (2) 競争入札に付すことが可能と思われる業務が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約とされていた。
 - ・ 佐田地域農業集落排水中継ポンプ施設維持管理業務（下水道管理課）
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号又は同項第 7 号を適用し随意契約を締結すべきと思われる業務が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約されていた。
 - ・ 佐田地域下水汚泥肥料製造及び販売業務（下水道管理課）
- (4) 出雲市職員衛生管理規程に定められた方法に拠らず業務を実施していた。
[出雲市職員衛生管理規程第 5 条]
 - ・ 産業医業務（人事課）
- (5) 出雲市契約規則に規定する契約書の標準的書式に定められている事項のうち、その後における両当事者の法律関係を明確にしておく必要のある事項が省略されていた。
[出雲市契約規則第 21 条第 2 項]
 - ・ 21 世紀産業支援センター運営業務（産業政策課）
 - ・ 創業支援事業運営業務（商工振興課）

主な注意事項

- (1) 設計金額の算定についてその根拠が起案書等に添付されていなかった。

(2) 仕様書に記された事項に不備があった。

(3) 検査調書へ添付すべき資料に不備があった。

5 財産事務

指摘事項

(1) 農地転用を行う必要がある土地を、転用を行わずに賃貸借契約を締結していた。

[農地法第5条]

- ・ 出雲市 PR 看板及び観光案内看板設置用地 5 か所（観光課）

(2) 指定管理施設の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する利用（使用）に関する申請書の提出及び許可書の交付が行われていなかった。

[出雲市今在家農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則第2条、出雲市飯の原農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則第2条、出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例施行規則第3条]

- ・ 出雲市今在家農村公園、出雲市飯の原農村公園、出雲市いちじくの里（農業振興課）

(3) 指定管理施設の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する使用許可書（利用承認書）の交付が行われていなかった。

[立久恵峡わかあゆの里の設置及び管理に関する条例施行規則第2条、第3条、出雲市立木綿街道交流館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条、出雲市道の駅湯の川の設置及び管理に関する条例施行規則第2条]

- ・ 立久恵峡わかあゆの里、出雲市立木綿街道交流館、出雲市道の駅湯の川（観光課）

主な注意事項

(1) 土地の賃貸借契約において、借受期間が自動更新されていた。

(2) 目的外使用許可の決裁区分が、事務決裁規程と異なっていた。

(3) 重要備品の数量が、監査調書・財産管理システム・決算書間で異なっていた。

第3 財務事務監査の結果に基づく監査意見

1 収入事務

(1) 収入事務の適正処理について

昨年度に引き続き、本年度の定期監査においても、収入事務の処理に関する誤りが各部局に共通して多数見受けられた。

このことは、職員が、法令等に基づく正しい事務処理の知識や方法を十分に認識していないことが要因と思われる。

出雲市会計・契約事務の手引などにおいて収入事務に関する内容の充実を図り、職員へ周知するとともに、事務処理のチェックを適切に行い、適正な事務執行に努められたい。

2 支出事務

(1) 支出事務の適正処理について

昨年度に引き続き、本年度の定期監査においても、支払いや旅費精算の遅延、物品の年度末購入などの事案が見受けられた。

年度末を控え、再度「不適正な経理処理に対する再発防止策」(H22.11 出納室策定)及び「財務事務の適正処理について」(H29.6 財政課長・会計課長通知)の内容を確認し、公務員としての自覚、公金取扱い意識を持って、適正に事務処理を行われたい。

(2) 事業共催負担金について

事業共催の場合の負担金(国及び県並びにこれらに準ずるものを除く。)、交付金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金については、補助金と同様に出雲市補助金等交付規則に定められた申請手続き等(以下「申請手続き等」という。)を行う必要がある。

しかし、担当課の多くがこの申請手続き等の必要性を認識しておらず、省略していた事案が見受けられたので、改めて周知し適正な事務の執行に努められたい。

また、公金の交付手続きについては、「内部手続、額、基準等を明確にする意味から要綱等で規定することが適当」とされているが、事業共催負担金の対象経費について、要綱や団体の規約あるいは会則等で定めていない事案が見受けられた。

このことから、事業共催負担金については、目的に合致した拠出であることを確認するため、対象経費を定めることとされたい。

3 契約事務

(1) 随意契約に関するガイドラインの策定について

昨年度に引き続き、本年度の定期監査においても、単に業務内容を熟知しており信頼度が高いことや業務に精通していることなど、その理由のみで随意契約を締結することは不適当と思われる事案が見受けられた。

随意契約は、競争の方法が省かれることによって、信用があり、経験に富む相手を選択する

ことができるが、その一方で、適正価格で契約ができるか、相手方が特定の者に限定されることはないかなど、公正な契約の締結に支障が生ずるおそれもあり、その契約事務の執行には厳密な運用が求められる。

そのため、一昨年度から随意契約に関する標準的な解釈等を示したガイドラインを策定するよう意見を付しているが、真に公正な競争に資するため、全庁的な取組として検討されたい。

(2) 適正な検査の実施について

昨年度に引き続き、委託業務においては、「単なる検査(検収)調書への記載・添付漏れ」や「仕様書の内容が抽象的で履行確認に必要な具体的要件が定められていないため、検査により確認すべき事項が定かでないこと」により、「仕様書の内容の履行確認ができない事案」が見受けられた。

「財務事務の適正処理について」(H29.6 財政課長・会計課長通知)の内容のとおり「検査の適正化に向け、事業実施が確認できる写真や資料を添付し、仕様書に記載された内容が確認できる検査調書とすること。」とされたい。

併せて、仕様書の作成に際し、その履行確認に必要な具体的要件を定め、受託者が完了報告書等へ添付すべき資料や検査すべき事項等が明らかとなるよう留意することとされたい。

(3) 契約保証金の免除について

本年度の定期監査にあたり抽出した業務委託契約 113 件のうち契約保証金を免除したものは 85 件、更にその中で出雲市契約規則第 24 条第 1 項第 8 号(契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。)を適用した事案は約半数近い 41 件であった。

この様に、多くの事案において同条項が適用されているが、その適用における市の具体的な指針は定められておらず、また、監査対象部局においても、具体的なルールは定められていなかった。

したがって、規則の適用に関する公平性を担保するため、同条項を適用する際の具体的な指針等を定められたい。

4 財産事務

(1) 自動販売機の設置に係る使用料の徴収ルールについて

自動販売機の設置に係る使用料の算出は、出雲市行政財産使用料条例第 2 条に基づき行政財産の評価額を基に算出(以下「評価額算定方式」という。)するよう定められているが、評価額算定方式よりもより多くの収入が見込めることを理由として、自動販売機の売上額に一定率を乗じて使用料を算定(以下「売上額算定方式」という。)し徴収している事案が見受けられた。

売上額算定方式は、同条例に基づく算定方法として定められていないが、本市の税外収入の増加を見込める方法であり、行財政改革を進める上でも早期に自動販売機の使用料を算定するルールとして定められたい。

第4 特定テーマ 減免基準の統一性の監査結果

1 監査テーマの選定理由

使用料は、条例で定めるところにより、公の施設を使用し又は利用する者からその対価として徴収するものである。この使用料を免除又は減免することは、地方公共団体の有する権利の放棄であることから、その理由や要件は一定の明確な基準のもとで例外的に適用すべきものであり、受益者負担の原則に十分配慮し、広く市民から理解を得られるよう公平、公正に適用すべきものである。

本市においては、平成 27 年度に行財政改革の重点項目として、使用料・手数料の見直しが実施され、その際、減免規定については、類似目的の施設間で大きく異なることがないよう関係課間で調整することとされたが、減免規定の運用基準に関する指針等は示されていない。

そこで、監査対象部局が所管する「使用料」に関し、減免制度が公平・公正な運用となっているか、課題や改善点がないかを確認するためテーマとして選定した。

2 監査対象の概況

監査対象部局の所管する使用料に関する条例・規則等の数、及び「市長が特に必要と認めた場合」その他の減免規定の有無、並びに「市長が特に必要と認めた場合」を運用する際の基準の有無については次のとおりである。なお、減免規定がないものも見受けられたが、減免規定を必要としない使用料であった。

使用料の減免に関する規定、運用基準等の状況 (単位：件)

| 条例・規則上の減免規定 | | 運用基準の有無 (※) | |
|-------------------------------|----|-------------|----|
| | | あり | なし |
| 減免規定が「市長が特に必要と認めた場合」以外にもある条例等 | 26 | 8 | 18 |
| 減免規定が「市長が特に必要と認めた場合」のみである条例等 | 15 | 2 | 13 |
| 減免規定がない条例等 | 2 | — | — |
| 計 | 43 | 10 | 31 |

※運用基準の有無：「市長が特に必要と認めた場合」を適用して減免する場合の運用基準の有無

3 監査の結果

指摘事項

この度の監査の範囲において、特に指摘する事項は認められなかった。

注意事項

この度の監査の範囲において、特に注意する事項は認められなかった。

4 監査意見

(1) 減免の運用基準について

使用料の減免については、ほとんどの条例や規則に個別の理由を精査して減免を適用することができるよう「市長が特に必要と認めた場合」の規定があるが、その具体的な運用基準が多くの課において定められていないため、公平性に欠く事案が見受けられた。

具体的な運用基準が定められていないと、減免内容が担当課長等の属人性に左右されることや、類似の施設間で異なる結果となることも想定される。

「市長が特に必要と認めた場合」の減免はあくまでも、例外的な事案であり、統一的な減免基準を定めることは難しいと思われるが、公の施設の利用者負担には、公平性、平等性が求められ、減免においても公益上の必要性や負担能力に応じた取り扱いなど統一的かつ適正な運用がなされなければならない。

したがって、施設間あるいは使用者間で不公平とならないよう、必要に応じて減免の判断基準の明確化や運用の適正化が図られるよう検討されたい。